

議案第46号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例

南あわじ市印鑑条例（平成 17 年南あわじ市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「記録されたものに限る。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条の 3 第 2 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）及び特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条の 3 第 2 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用し、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>第1条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第17条 印鑑登録の証明を受けようとする者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条の3第2項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>及び<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条の3第2項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用し、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信</p>	

第18条以下 略

回線により接続された端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)を利用して印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第18条以下 略